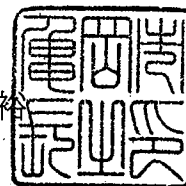


亀岡市告示第102号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月1日

亀岡市長 桂川 孝裕



指定を解除した区域及び面積

区域	面積（㎡）
亀岡市千代川町今津2丁目58番1	890
亀岡市大井町並河坂井44番4	944
亀岡市大井町並河坂井45番1	365
3筆	2,199